

別添

令和7年度庁内LANパソコン賃貸借に係る総合評価一般競争入札実施要領

(事業の概要)

第1条 庁内LANパソコン等のリース終了に伴い、新たにノートパソコン（以下「新規機器等」という。）を調達し、現在使用しているノートパソコン（以下「既存機器等」という。）に置き換えて設定、設置するものである。

なお、ハードウェアに係る契約はリース契約とするが、設定・設置等作業及び保守にかかる契約は月賦購入とする。

また、この要領は上記の実施に関し必要な事項を定め、この総合評価一般競争入札については、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）及び鳥取県会計規則（以下「規則」という。）の規定に基づき実施する。

(調達内容)

第2条 この競争入札にあたり、以下の物品を調達する。

(1) 納入物品の名称及び数量

ア LGWAN系NW接続用ノートパソコン	2,765台
イ インターネット系NW接続用ノートパソコン	300台

(契約期間等)

第3条 この契約に係る契約期間等は、以下のとおりとする。

(1) 契約期間 契約締結日から令和12年3月31日まで

(2) 借入期間 令和8年3月1日から令和12年2月28日まで（48か月間）

ただし、令和8年度以降において、この契約に係る発注者の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、この契約の全部又は一部を解除できる。

(3) 納入期限 令和8年2月20日

(4) (2)のただし書きの規定による契約の解除又は一部解除に伴う損害賠償等については、発注者と受注者が協議し決定する。

(入札の実施時期)

第4条 令和7年9月17日（水）午後2時。ただし、郵便等による入札書及び仕様比較表の受領期限は、同日午前11時とする。

(入札参加資格要件)

第5条 この競争入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格に係る業種区分が以下の全ての業種区分に登録されている者又はその業種区分の登録申請中の者であること。

(1) 事務用機器のパソコン類

(2) 情報処理サービスのシステム等管理運営

ウ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 第2条第1項に示した物品を所有し（本件調達に係る契約日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員は(1)のア、ウ、エ及びカの要件をすべて満たしていること。

イ 各構成員は、令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有する者又はその登録申請中の者であるとともに、以下のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されている又は登録申請中であること。

(1) 事務用機器のパソコン類

(2) 情報処理サービスのシステム等管理運営

ウ 共同企業体において(1)のオの要件を満たすこと。

エ 共同企業体は、2以上の者で自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資割合が異なる場合は、出資割合の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資割合が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

- (ア) 目的
- (イ) 共同企業体の名称
- (ウ) 構成員の住所及び名称
- (エ) 代表者の名称
- (オ) 代表者の権限
- (カ) 構成員の出資の割合
- (キ) 構成員の責任
- (ク) 取引金融機関
- (ケ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置
- (コ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (サ) 解散後の瑕疵担保責任
- (シ) その他必要な事項

(入札公告及び入札説明書に明示する事項)

第6条 当該賃貸借に係る入札公告及び入札説明書には、施行令第167条の6第1項、規則第122条第3項の規定により公告をしなければならない事項並びに施行令第167条の6第2項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、次の事項について明示するものとする。

- (1) 入札で求める性能等の要件及び落札者決定基準
- (2) 性能等の提案における入札書作成要領
- (3) その他必要と認める事項

(入札書等作成要領)

第7条 入札書は、次の項目について作成する。

- (1) 記載項目
以下に示す方法に従って計算した入札価格、パソコンのメーカー名、型番及び搭載CPU名及びCPUスペックの示す数値を入札書に記載すること。
なお、CPUスペックについては PassMark PerformanceTest サイトの Passmark CPU Mark (https://www.cpubenchmark.net/cpu_list.php) の数値を使用すること。
- (2) 入札価格
入札書に記載する額は、第2条第1項に掲げる機器一式の借入費用、導入設定・設置費及び導入後48か月間の保守費用並びに借入期間終了後の作業等に要する費用（記憶装置内のデータ消去作業、撤去、搬出、処分等に要する費用を含む。）の合計額を48で除して得た月額とすること。
なお、契約に当たっては、入札書に記載された月額をもって契約を締結するので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする。併せて、課税事業者にあつては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。
また、消費税及び地方消費税の税率は借入期間を通して10%とする。
- (3) 「パソコンのメーカー名、型番及び搭載CPU名」及び「CPUスペックの示す数値」
パソコンのメーカー名、型番、搭載CPU名及びCPUスペックの示す数値を記載すること。
- (4) 仕様比較表
納入機器の詳細を各項目ごとに記載すること。

(審査会の設置)

第8条 評価点はパソコンの性能及び入札金額により機械的に算出されるものであり、客観的に落札者を判断できることから、審査会の設置は不要とする。

(評価要領)

第9条 評価の方法は次のとおりとする。

- (1) 入札公告及びこの入札説明書に示した業務を完遂できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札を行ったものであること。
- (2) 入札価格については、次の式により換算し、入札価格に対する点数（以下「価格点」という。）を与える。なお、価格点は250点を満点（上限）とする。

$$\text{価格点} = (250 \text{ 点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})) \times 2 \text{ (小数点以下は切り捨てる)}$$

- (3) 入札書及び仕様比較表の内容について、導入機器に搭載されているCPUのスペックを次の式により換算し、スペックに対する点数（以下「性能点」という。）を与える。

なお、評価に使用するCPUスペックについては PassMark PerformanceTest サイトの Passmark CPU Mark (https://www.cpubenchmark.net/cpu_list.php) の数値を使用する。

また、導入機器に搭載されるCPUについて、L G W A N系ネットワーク接続用ノートパソコンは6コア以上かつ Passmark CPU Mark として数値が17,000以上のもの、インターネット系ネットワー

ク接続用ノートパソコンは4コア以上かつ Passmark CPU Mark として数値が 13,000 以上のものを必須とするので注意すること。

ア LGWAN系ネットワーク接続用ノートパソコンの性能に関する性能点

性能点 = (LGWAN系ネットワーク接続用ノートパソコンに搭載されている CPU の示すスペック - 17,000) × 1,000 / 2,000 (小数点以下は切り捨てる)

イ インターネット系ネットワーク接続用ノートパソコンの性能に関する性能点

性能点 = (インターネット系ネットワーク接続用ノートパソコンに搭載されている CPU の示すスペック - 13,000) × 1,000 / 3,000 × 300 / 3,065 (小数点以下は切り捨てる)

(4) (2)により算定された価格点と、(3)により算定された性能点をあわせた合計点数が最も高い者を落札者とする。

(5) (4)の合計点数が最も高い者が2者以上あるときは、性能点の高い者を落札者とする。性能点が高い者が2者以上いる場合は、くじ引きで落札者を決定する。

(入札結果の通知、公表)

第10条 入札結果は、次に掲げる項目について入札参加者全員に文書で通知するものとし、内容及び方法を以下のとおりとする。

(1) 結果の通知

ア 件名「令和7年度市内LANパソコン賃貸借」総合評価一般競争入札

イ 開札結果

ウ 結果に対する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

電話 0857-26-7094

電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 結果の公表

ア 件名「令和7年度市内LANパソコン賃貸借」総合評価一般競争入札

イ 開札結果

(スケジュール)

第11条 契約の締結に至るまでの手続き及び時期

(1) 評価要領(案)の作成 7月7日

(2) 学識経験者への意見聴取 7月7日から同月8日

(3) 入札公告 8月1日

(4) 入札(入札書の提出、内容審査) 9月17日

(5) 落札者の決定 9月18日頃

(6) 通知 9月19日頃

(7) 契約締結 10月上旬

(その他)

第12条 入札書等の取扱い

(1) 返却しない。

(2) 入札参加者は、提出する書類が鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上提出することを明示しておくこと。